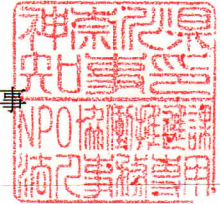


N協第3001号
平成29年7月14日

横浜市港南区港南台九丁目30番31号
特定非営利活動法人ホテルのふるさと瀬上沢基金
理事長 角田 東一 様

神奈川県知事



神奈川県指定特定非営利活動法人として指定された旨の通知書

貴法人については、平成29年8月1日付けで地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例が施行され、神奈川県指定特定非営利活動法人として指定の有効期間が更新されますので通知します。

なお、条例改正後においても更新前に指定を受けた期間は有効となります。

記

指定の効力を生じた日	平成24年7月17日
更新後の指定の有効期間	平成29年8月1日 から 平成34年7月31日まで
更新後の寄附金の控除対象期間	平成29年8月1日 から 平成34年7月31日まで

※更新前の指定の有効期間：平成24年7月17日から平成29年7月31日

※更新前の寄附金控除対象期間：平成24年1月1日から平成29年7月31日